

障害福祉サービス報酬算定 加算等点検表

別紙3

※昨年度及び今年度（実地指導日現在まで）の該当項目について、太枠欄に「○」を記入してください。

「届出」欄： 都に届出を行っている

「請求」欄： 請求実績（加算・減算に該当）がある （※算定単位、要件等の詳細については、報酬告示等で確認して

短期入所

事業所名：

加算・減算項目		算定単位	要件等（概要）	届出	請求
定員超過利用減算		70/100	(1) 1日の利用者の数が次の数を超えた場合 ①定員50人以下：定員の110% ②定員51人以上：(定員-50)×105%+55 (2) 過去3か月の平均利用者数が定員の105%を超えた場合 ※定員超過特例加算を算定している期間は、定員超過利用減算を適用しない		
サービス提供職員欠如減算	サービス提供職員が欠如している期間が3か月未満	70/100	指定基準により配置すべき看護職員、理学療法士又は作業療法士、生活支援員等の員数が基準を満たしていない場合 ・1割を超えて欠如した場合は、その翌月から人員欠如が解消されるに至った月までの間 ・1割の範囲内で欠如した場合は、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月までの間		
	サービス提供職員が欠如している期間が3か月以上	50/100	3か月以上連続して基準を満たしていない場合、減算が適用された3か月目から人員欠如が解消されるに至った月までの間		
従業者の員数以外の要件（常勤又は専従など）欠如減算		70/100	要件欠如の翌々月から要件欠如が解消されるに至った月までの間		
大規模減算		90/100	利用定員20人以上であるとして届け出た単独型事業所において、指定短期入所を行った場合 ※定員超過特例加算を算定している期間は、大規模減算を適用しない。		
身体拘束廃止未実施減算		所定単位の1%を減算	①身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由その他必要事項の記録 ②身体拘束等の適正化のための対策検討委員会の定期的開催及びその結果を従業者に周知徹底 ③身体拘束等の適正化のための指針を整備 ④従業者に対する、身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施 ①～④を1つでも満たしていない場合は、基本報酬から減算		
虐待防止措置未実施減算		所定単位の1%を減算	次の基準を、満たしていない場合に、所定単位の1%減算 ①虐待防止委員会を定期的に開催するとともに、その結果を従業者に周知すること。 ②従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。 ③上記の措置を適切に実施するための担当者を置くこと。		
業務継続計画未作成減算		所定単位の1%を減算	・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期に業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること。 ・当該業務計画に従い必要な措置を講じること。 ※ただし、令和7年3月31日までの間「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的な計画」の策定を行っている場合には、減算を適用しない。		
情報公表未報告減算		所定単位の5%を減算	障害者総合支援法第76条の3の規程に基づく情報公表に係る報告がされていない場合所定の単位数を減算する。		
福祉専門職員配置等加算（共生型短期入所事業所のみ）	(1)	15/日	次のいずれも満たす場合 ①地域に貢献する活動を行っている ②従業者のうち、社会福祉士等の資格保有者が35%以上雇用されている事業所である		
	(2)	10/日	次のいずれも満たす場合 ①地域に貢献する活動を行っている ②従業者のうち、社会福祉士等の資格保有者が25%以上雇用されている事業所である		

加算・減算項目			算定単位	要件等（概要）	届出	請求	
地域生活支援拠点等の場合			100／日	市町村が地域生活拠点等として位置付けた短期入所事業所について、短期入所を行った場合（緊急時の受入れに限らない）。 ※指定短期入所等で行った場合に利用を開始した日に加算する。 ※一定の条件を満たす場合は＋200単位			
短期利用加算			30／日	利用開始から30日以内の場合（1年のうち30日を限度）			
常勤看護職員等配置加算	利用定員が6人以下		10／日	看護職員を常勤換算で1以上配置している場合 ※定員超過利用減算、サービス提供職員欠如減算に該当する場合は算定できない。			
	利用定員が7人以上12人以下		8／日				
	利用定員が13人以上17人以下		6／日				
	利用定員が18人以上		4／日				
医療的ケア対応支援加算			120／日	福祉型短期入所サービス費、福祉型強化短期入所サービス費又は福祉型強化特定短期入所サービス費を算定している事業所が、別に厚生労働大臣が定める者に対して指定短期入所等を行った場合 ※別に厚生労働大臣が定める者（平成18年厚生労働省告示第556号別表1） ①レスピレーター管理 ②気管内挿管、気管切開 ③鼻咽頭エアウェイ ④O2吸入又はspO290％以下の状態が10％以上 ⑤1日6回以上の頻回の吸引 ⑥ネブライザーを1日6回以上又は継続使用 ⑦IVH（中心静脈栄養） ⑧経管（経鼻・胃ろうを含む） ⑨腸ろう・腸管栄養 ⑩持続注入ポンプ使用（腸ろう・腸管栄養時） ⑪持続する透析（腹膜灌流を含む） ⑫定期導尿1日3回以上 ⑬人工肛門			
重度障害児・障害者対応支援加算			30／日	福祉型短期入所サービス費又は共生型短期入所サービス費を算定している事業所で、障害支援区分5以上又は障害児支援区分3に該当する利用者の数が利用者数の50％以上である場合。			
重度障害者支援加算	(Ⅰ)	(一)	50／日	区分6かつ行動関連項目10点以上の者等を受け入れた場合 ※実践研修修了者作成に基づき、基礎研修修了者が支援を行った場合、＋100／日			
		(二)	(一)に加え＋50／日	(一)を満たした上で、行動関連項目18点以上の者に対して、中核人材養成研修修了者作成の支援計画シート等に基づき支援を行った場合			
	(Ⅱ)	(一)	30／日	区分4かつ行動関連項目10点以上の者等を受け入れた場合 ※実践研修修了者作成に基づき、基礎研修修了者が支援を行った場合、＋70／日			
		(二)	(一)に加え＋50／日	(一)を満たした上で、行動関連項目18点以上の者に対して、中核人材養成研修修了者作成の支援計画シート等に基づき支援を行った場合			
単独型加算			320／日	単独型事業所（併設事業所又は空床利用型事業所以外）においてサービスを実施した場合 ※医療型短期入所サービス費又は医療型特定短期入所サービス費を算定している場合を除く			
			上乗せ加算 100／日	福祉型短期入所サービス費（Ⅱ）、（Ⅳ）、福祉型強化短期入所サービス費（Ⅱ）、（Ⅳ）いずれかの算定対象の利用者に対して、入所した日及び退所した日以外の日に18時間を超えて支援を行った場合			

加算・減算項目		算定単位	要件等（概要）	届出	請求	
医療連携体制加算	(Ⅰ)	32／日	医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間未満である場合			
	(Ⅱ)	63／日	医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間以上2時間未満である場合			
	(Ⅲ)	125／日	医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が2時間以上である場合			
	(Ⅳ)	960／日	医療的ケアを必要とする利用者に対する看護であって看護提供時間が4時間未満であり、対象利用者が1名の場合			
		600／日	医療的ケアを必要とする利用者に対する看護であって看護提供時間が4時間未満であり、対象利用者が2名の場合			
		480／日	医療的ケアを必要とする利用者に対する看護であって看護提供時間が4時間未満であり、対象利用者が3名以上8人未満の場合			
	(Ⅴ)	1600／日	医療的ケアを必要とする利用者に対する看護であって看護提供時間が4時間以上であり、対象利用者が1名の場合			
		960／日	医療的ケアを必要とする利用者に対する看護であって看護提供時間が4時間以上であり、対象利用者が2名の場合			
		800／日	医療的ケアを必要とする利用者に対する看護であって看護提供時間が4時間以上であり、対象利用者が3名以上8人未満の場合			
	(Ⅵ)	2000／日	特別な医療的ケアを必要とする利用者に対する看護であって看護提供時間が8時間以上であり、対象利用者が1名の場合			
		1500／日	特別な医療的ケアを必要とする利用者に対する看護であって看護提供時間が8時間以上であり、対象利用者が2名の場合			
		1000／日	特別な医療的ケアを必要とする利用者に対する看護であって看護提供時間が8時間以上であり、対象利用者が3名の場合			
	(Ⅶ)	500／日	医療機関との連携により看護職員を事業所に訪問させ、認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合、看護職員1人につき加算			
	(Ⅷ)	100／日	喀痰吸引等が必要な利用者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に算定			
	(Ⅸ)	39／日	次の①～③に適合する事業所で指定短期入所を行った場合 ①事業所の職員として、又は病院、診療所、訪問看護ステーション等との連携により、看護師を1名以上確保していること ②看護師により24時間連絡できる体制を確保していること ③重度化した場合の対応に係る指針を定め、入居の際に、入居者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること			
栄養士配置加算	(Ⅰ)	22／日	常勤の管理栄養士又は栄養士を配置し、適切な食事管理を行っている場合（医療型短期入所サービス費又は医療型特定短期入所サービス費を算定している場合を除く）			
栄養士配置加算	(Ⅱ)	12／日	非常勤の管理栄養士又は栄養士を配置し、適切な食事管理を行っている場合（医療型短期入所サービス費又は医療型特定短期入所サービス費を算定している場合を除く）			
利用者負担上限額管理加算		150／月	利用者負担合計額の管理を行った場合			
食事提供体制加算		48／日	収入が一定額以下の利用者等に対して、事業所が原則当該施設内の調理室を使用し、次の①から③までいずれも該当した場合 ①栄養士等が献立作成に関わること又は、栄養ケア・ステーション若しくは保健所等の栄養士等が栄養面を確認した献立である。 ②利用者ごとの摂食量を記録する。 ③利用者ごとの体重やBMIを概ね6か月ごと記録する。 ※令和9年3月31日までの経過措置			
緊急短期入所受入加算	(Ⅰ)	270／日	福祉型短期入所サービス費又は共生型短期入所サービス費を算定している事業所が、別に厚生労働大臣が定める障害者等を居宅で介護していた者が急病等で介護ができなくなった等の理由により、当該障害者等に緊急にサービスを行った場合 ※緊急にサービスを行った日から起算して7日（利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等でやむを得ない場合は14日）を限度			
	(Ⅱ)	500／日	医療型短期入所サービス費又は医療型特定短期入所サービス費を算定している事業所が、別に厚生労働大臣が定める障害者等を居宅で介護していた者が急病等で介護ができなくなった等の理由により、当該障害者等に緊急にサービスを行った場合 ※緊急にサービスを行った日から起算して7日（利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等でやむを得ない場合は14日）を限度			

加算・減算項目		算定単位	要件等（概要）	届出	請求	
定員超過特例加算		50／日	別に厚生労働大臣が定める障害者等を居宅で介護していた者が急病等で介護ができなくなった等の理由により、定員超過利用減算となる利用者の基準を超えて、当該障害者等に緊急にサービスを行った場合 ※10日を限度			
特別重度支援加算	(Ⅰ)	610／日	医療型短期入所サービス費又は医療型特定短期入所サービス費を算定している事業所で、超重症児・者又は準超重症児・者に必要な措置を行った場合 ※判定スコアを合算し25点以上 〔判定スコア〕 (1) レスピレーター管理＝10 (2) 気管内挿管、気管切開＝8 (3) 鼻咽頭エアウェイ＝5 (4) 酸素吸入＝5 (5) 1回/時間以上の頻回の吸引＝8 6回/日以上以上の頻回の吸引＝3 (6) ネプライザー6回/日以上または継続使用＝3 (7) IVH＝10 (8) 経口摂取（全介助）＝3 (9) 経管（経鼻・胃ろう含む）＝5 (10) 腸ろう・腸管栄養＝8 (11) 持続性注入ポンプ使用（腸ろう・腸管栄養時）＝3 (12) 手術・服薬でも改善しない過緊張で、発汗による更衣と姿勢修正（3回/日以上）＝3 (13) 継続する透析（腹膜灌流を含む）＝10 (14) 定期導尿（3回/日以上）＝5 (15) 人口肛門＝5 (16) 体位交換（6回/日以上）＝3			
	(Ⅱ)	297／日	医療型短期入所サービス費又は医療型特定短期入所サービス費を算定している事業所で、超重症児・者又は準超重症児・者に必要な措置を行った場合 ※判定スコアを合算し10点以上			
	(Ⅲ)	120／日	医療型短期入所サービス費又は医療型特定短期入所サービス費を算定している事業所で、超重症児・者又は準超重症児・者以外の医療ニーズの高い障害児・者に必要な措置を行った場合			
送迎加算		186／片道	居宅等と事業所の間の送迎を行った場合 ※同一敷地内の送迎の場合、単位数の70％を算定する。			
日中活動支援加算		200／日	下記の要件を満たしていること。 (1) 保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が共同して、利用者ごとの日中活動実施計画を作成している。 (2) 利用者ごとの日中活動実施計画に従い、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が指定短期入所を行っているとともに、利用者の状態を定期的に記録していること。 (3) 利用者ごとの日中活動実施計画の実施状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。			
医療型短期入所受入前支援加算	(Ⅰ)	1000／日	職員が利用を希望する医療ケア児に対して、事業所を利用する前日までに自宅を訪問し、医療的ケアの手技等を確認した上で、事業所等において短期入所等を行った場合、入所等を開始した場合に算定。			
	(Ⅱ)	500／日	テレビ電話等を活用することにより、職員が利用を希望する医療ケア児に対して、事業所を利用する前日までに医療的ケアの手技等を確認した上で、事業所等において短期入所等を行った場合、入所等を開始した場合に算定。			
集中的支援加算	(Ⅰ)	1000／回	強度行動障害を有する児者の状態が悪化した場合に、広域的支援人材が指定障害者支援施設、共同生活援助等を訪問し、集中的な支援を行った場合、3月以内の期間に限り1月4回を限度として単位数を加算			
	(Ⅱ)	500／日	集中的な支援が必要な利用者を他の指定障害者福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等から受け入れ、当該利用者に対して集中的支援を行った場合、3月以内のの期間について、1日につき所定単位数を加算			

加算・減算項目		算定単位	要件等（概要）	届出	請求	
福祉・介護職員等処遇改善加算等（旧3加算／新加算）						
<共通> 賃金改善以外の要件 （旧3加算／新加算いずれも）	キャリアパス要件	I	（任用要件・賃金体系の整備等） 次の全てを満たすこと。 ①任用等の要件を定めている。 ②①に応じた賃金体系を定めている。 ③①②の就業規程等を書面で整備し、全ての福祉・介護職員に周知している。※③は、常時雇用する者の数が10人未満の事業所等（労働法規上の就業規則の作成義務なし）は、内規等の整備・周知で可。 【令和6年度に限り、①②は処遇改善計画書での「令和6年度末までに整備する誓約」、年度内の整備及び実績報告で代替可】			
		II	（研修の実施等） 次の全てを満たすこと。 ①具体的な研修計画を策定し、研修の実施等を行っている。 ②①を全ての福祉・介護職員に周知している。 【令和6年度に限り、①②は処遇改善計画書での「令和6年度末までに整備する誓約」、年度内の整備及び実績報告で代替可】			
		III	（昇給の仕組みの整備等） 次の全てを満たすこと。 ①経験年数、資格、人事評価等に応じ昇給する仕組みを設けている。 ②①を全ての福祉・介護職員に周知している。 【令和6年度に限り、①②は処遇改善計画書での「令和6年度末までに整備する誓約」、年度内の整備及び実績報告で代替可】			
		IV	（改善後の年額賃金要件） 経験・技能のある障害福祉人材の1人以上は、各加算を含めた賃金改善後の賃金見込額が年額440万円以上であること（賃金改善前から年額440万円以上である者を除く）。 ※小規模事業所等で加算額全体が少額である場合や、職員全体の賃金水準が低く直ちに1人の賃金を引き上げることができない場合等を除く。 【令和6年度に限り、新加算の加算額のうち旧福祉・介護職員等特定処遇改善加算に相当する部分による賃金改善額が賃金改善実施期間内の平均で月額8万円以上の職員を置くことで代替可】			
		V	（配置等要件） 特定事業所加算の届出を行っていること。			
	職場環境等要件	区分ごとの取組（3つ以上）	職場環境等の改善について、次の6区分から3区分を選択する。 ・入職促進に向けた取組 ・資質の向上やキャリアアップに向けた支援 ・両お律支援法・多様な働き方の推進 ・腰痛を含む心身の健康管理 ・生産性の向上のための業務改善の取組 ・やりがい・働きがいの醸成 さらに、それぞれの区分内に分類されている取組のうち、選んだ3区分それぞれで1つ以上の取組を実施する。			
		区分ごとの取組（1つ以上）	上記の6区分内に分類されている取組のうち、いずれか1つ以上の取組を実施する。			
		見える化要件	上記の取組について、ホームページへの掲載等により公表する。具体的には、原則、障害福祉サービス等情報公表制度を活用し、職場環境等要件を満たすために実施した取組項目を選択する。			

加算・減算項目		算定単位	要件等（概要）	届出	請求	
【旧3加算】 福祉・介護職員 処遇改善加算	(Ⅰ)	所定単位の 8.6% を加算	キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、キャリアパス要件Ⅲ、 職場環境等要件の区分ごとの取組（1つ以上）のすべてを満たす場 合 【令和6年5月31日まで算定可能】			
	(Ⅱ)	所定単位の 6.3% を加算	キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、職場環境等要件の区分 ごとの取組（1つ以上）のすべてを満たす場合 【令和6年5月31日まで算定可能】			
	(Ⅲ)	所定単位の 3.5% を加算	キャリアパス要件Ⅰ又はキャリアパス要件Ⅱ、職場環境等要件の区 分ごとの取組（1つ以上）のすべてを満たす場合 【令和6年5月31日まで算定可能】			
【旧3加算】 福祉・介護職員等 特定処遇改善加算	(Ⅰ)	所定単位の 2.1% を加算	キャリアパス要件Ⅳ、キャリアパス要件Ⅴ、職場環境等要件の区分 ごとの取組(3つ以上)、見える化要件の全てを満たし、かつ(旧)福 祉・介護職員等処遇改善加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを算定している場合 【令和6年5月31日まで算定可能】			
	(Ⅱ)	対象外	(短期入所は対象外)			
【旧3加算】 福祉・介護職員等ベースアップ等 支援加算		所定単位の 2.8% を加算	(旧)福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の加算率を乗じて算 出した額の3分の2以上の基本給等の引き上げを実施する場合 (令和6年3月31日時点で同加算を算定している場合は、令和6年 4月及び5月も同様の賃金改善を継続することの誓約により、加算 の届出における具体的な賃金改善額等の記載は不要) 【令和6年5月31日まで算定可能】			
【新加算】 福祉・介護職員等 処遇改善加算 【令和6年6月1 日から算定可能】	I	所定単位の 15.9% を加算	キャリアパス要件Ⅰ～Ⅴ、職場環境等要件の区分ごとの取組(3つ以 上)、見える化要件を全て満たすこと。			
	Ⅱ	対象外	(短期入所は対象外)			
	Ⅲ	所定単位の 13.8% を加算	キャリアパス要件Ⅰ～Ⅲ、職場環境等要件の区分ごとの取組(1つ以 上)を全て満たすこと。 ※新加算Ⅰ～Ⅳの算定前に旧福祉・介護職員等ベースアップ等支援 加算等が未算定だった場合、同加算相当の新規の月額賃金改善要件 あり			
	Ⅳ	所定単位の 11.5% を加算	キャリアパス要件Ⅰ及びⅡ、職場環境等要件の区分ごとの取組(1つ 以上)を全て満たすこと。 ※新加算Ⅰ～Ⅳの算定前に旧福祉・介護職員等ベースアップ等支援 加算等が未算定だった場合、同加算相当の新規の月額賃金改善要件 あり			

加算・減算項目		算定単位	要件等（概要）	届出	請求	
【新加算】 福祉・介護職員等 処遇改善加算 【令和6年6月1 日から算定可能】	V(1)	所定単位の 13.1% を加算	・令和6年5月31日時点で旧3加算の全部又は一部を算定している 場合、旧3加算の算定状況に応じた経過措置区分として、それぞれ 新加算V(1)～(14)を算定できる。 【令和6年6月1日から令和7年3月31日まで算定可能】			
	V(2)	所定単位の 13.6% を加算				
	V(3)	対象外				
	V(4)	対象外				
	V(5)	所定単位の 10.8% を加算				
	V(6)	対象外				
	V(7)	所定単位の 10.8% を加算				
	V(8)	所定単位の 11.0% を加算				
	V(9)	対象外				
	V(10)	所定単位の 8.0% を加算				
	V(11)	所定単位の 8.7% を加算				
	V(12)	対象外				
	V(13)	所定単位の 8.7% を加算				
	V(14)	所定単位の 5.9% を加算				